



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(20)

目 次

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則..... 1
 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....同
 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則..... 3
 盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....同

訓 令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... 4

告 示

昭和33年5月県教育委員会告示第11号(勤務評定書の様式)の一部改正.....同

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第14号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則
 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則(昭和31年11月県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「教育次長」を「理事、教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第15号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
 山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「文化財保護室」を「世界遺産推進室、文化財保護室」に改める。

第6条第1項中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 世界遺産の登録に向けた施策の推進に関すること

第6条第2項中「、第12号及び第16号」を「に掲げる事務は世界遺産推進室で、同項第12号、第13号及び第17号」に、「事務は、」を「事務は」に改める。

第7条第5号中「第75条第1項各号及び第2項」を「第75条第2項各号及び第3項」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第8号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第8条第1項第6号中「大学入学資格検定試験」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第17条中「教育次長」を「理事及び教育次長」に改める。

第18条第3項中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改める。

第19条の表中「教育次長」教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。を

理 事	教育長の命を受けて教育庁の事務を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。	に、
教 育 次 長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。	

業務名を冠する主幹	上司の命を受けて課の特定事項に関する事務を掌理する。	を
-----------	----------------------------	---

主 幹	上司の命を受けて課又は室の特定事項に関する事務を掌理する。	に改め、同表課長補佐
-----	-------------------------------	------------

の項職務の欄中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改める。

第20条第2項中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第16号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号を次のように改める。(3) 特別支援教育部

第17条第1項第3号中「特殊教育部」を「特別支援教育部」に改め、同号イ中「第75条第1項各号及び第2項」を「第75条第2項各号及び第3項」に、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第46条第1項第1号中「その日が」を「その日が国民の祝日に関する法律第2条に規定する」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「1月2日」を「1月1日」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「12月31日」を「31日」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 分館の休館日は、前項各号に掲げるもののほか、国民の祝日に関する法律に規定する休日(同法第2条に規定する元日、こどもの日及び文化の日を除く。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第17号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「高等学校学習指導要領(平成元年文部省告示第26号)」を「高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)」に改める。

第10条の2中「第57条の4」を「第57条の5」に改める。

第20条第2項中「事務次長(主査)」を「事務次長」に改め、「事務次長」を削る。

第21条の表中	事務次長(主査)	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	を
	事務次長		

事務次長	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に改める。
------	------------------------	-------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第18号

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の管理運営に関する規則

第1条中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に、「盲学校等の」を「特別支援学校の」に改める。

第2条中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

第3条第1項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第2項中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「事務次長(主査)」を「事務次長」に、「事務次長、主査」を「主査、副主任」に改める。

第4条の表中	事務次長(主査)	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	を
	事務次長		

事務次長	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に、
------	------------------------	----

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を
----	--------------------	---

主 査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
副 主 任	上司の命を受けて担当事務に従事する。

に改める。

第6条第1項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第2項中「盲学校等」及び「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第7条第1項及び第8条第1項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

第9条第1項中「高等養護学校」を「高等部のみを置く特別支援学校」に、「盲学校等」及び「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第2項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
教育機関(県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「教育長」を「教育長、理事」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第6号

昭和33年5月県教育委員会告示第11号(勤務評定書の様式)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

山形県教育委員会
委員長 石 坂 公 成

表を次のように改める。

評定書の様式	適用の範囲		
	県立学校		市町村立学校
	高等学校	特別支援学校	
様式第1号	校長	校長	校長
様式第2号の1	教頭・教諭・助教諭・講師		
様式第2号の2		教頭・教諭・助教諭・講師	教頭・教諭・助教諭・講師

様式第3号の1	養護教諭・養護助教諭	養護教諭・養護助教諭	養護教諭・養護助教諭
様式第3号の2			栄養教諭
様式第4号	事務職員	事務職員	事務職員
様式第5号	実習助手	実習助手	
様式第6号	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	
様式第7号	技術職員		
様式第8号	その他の職員	その他の職員	その他の職員

様式第2号の1及び様式第2号の2中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。
様式第3号を様式第3号の1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

栄養教諭勤務評定書
}
}

 (栄養教諭)

定条臨

期件時

様式第3号の2

No. _____

学 校 番 号	番 号			
	氏 名	性 別	男 女	
	職 名	年 齢	才	
学 校	(イ) 栄養管理			
教 育 委 員 会	(ロ) 衛生管理			
評 定 日	(ハ) 食に関する指導			
年 月 日	(ニ) 校務の運営と処理			
評 定 期 間	(ホ) 研究修養			
年 月 日 から	(ヘ) その他			
年 月 日 まで	(イ) 病休日数		日	日
評 定 者	(ロ) 欠勤日数		回	回
職 名	(ハ) 遅刻回数		回	回
	(ニ) 早退回数		日	日
	(ホ) 勤務すべき日数			
氏 名	(ヘ) 特記すべき事例等			
印	評 定 期 間			
調 整 者	C (イ) 評定			
職 名	(ロ) 調整			
氏 名	(ハ) 備考			
印	D (イ) 校務分掌			
	(ロ) 特技			
	(ハ) 特にすぐれた指導力をもつ仕事の分野			
	(ニ) 栄養教諭として適している学校			
	(ホ) その他			

市町村立学校のみ記入する。

様式4号中「、事務職員心得」を削る。

様式8号を次のように改める。

その他の職員勤務評定書
}

 定条
臨
期
件
時

様式第8号

No. _____

学校番号	全・定別	番 号	全・定		全・定		全・定		全・定	
	氏 名	性別		男女		男女		男女		男女
	職 名	年 令		才		才		才		才
学校 評 定 日	職 務 の 状 況	A (イ) 仕事の処理								
		(ロ) そ の 他								
年 月 日	評 定 期 間	(イ) 病休日数	(ロ) 欠勤日数	日	日	日	日	日	日	日
		(ハ) 遅刻回数	(ニ) 早退回数	回	回	回	回	回	回	回
年 月 日 から 日まで	勤 務 の 状 況	(ホ) 勤務すべき日		日		日		日		日
		(ハ) 特記すべき事例等								
評 定 者	評 定 期 間									
職 名	C 総 評	(イ) 評 定								
		(ロ) 調 整								
印	(ハ) 備 考									
調 整 者										
職 名	D 参 考 事 項	(イ) 主に担当している仕事								
		(ロ) 特 技								
氏 名	(ハ) 特にすぐれた能力をもつ仕事の分野									
		(ニ) そ の 他								
印										

評定要素の観察内容表を削る。

平成19年4月1日印刷
平成19年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056